

1.目的

本規程は、患者及びその家族等との面会を実施することにより、患者の尊厳及び権利を尊重し、療養生活の質の向上並びに円滑な退院支援を推進することを目的とする。また、感染対策及び安全管理との両立を図りつつ、患者、面会者及び職員の安全を確保するとともに、感染対策等の正当な理由がある場合を除き、患者と家族等との面会機会を適切に確保することを目的とする。

2.基本方針

当院は、患者とご家族等との面会が患者の療養生活において重要である事を踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3.面会時間：面会時間は原則として次の時間帯とする

- ・平日 午前9：00～11：00 午後13：00～17：00
- ・土日祝 午後14：00～17：00
- ・対面時間 1回30分以内

※診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

4.面会人数及び面会回数

- ・面会人数は、患者1名につき1回3名までを原則とする。
- ・面会回数の制限は設けない。ただし、感染症流行時等は変更することがある。

5.面会者：面会者は原則として次の者とする

- ・小学校3年生以下の児童は、感染対策の為原則として面会不可とする。
- ・18歳未満は保護者同伴とする。
- ・親族又はキーパーソンその他病院長が適当と認めた者とする。
- ・体調の悪い方（発熱、咳、咽頭痛、下痢等感染症状がある）は面会不可とする。

6.面会を控えていただく場合：いずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする

- ・面会者に発熱（37.5℃以上）、咳、嘔吐、下痢、発疹を伴う症状がある場合
- ・面会者が感染症に罹患している場合
- ・過去1週間以内に感染者患者との接触がある場合
- ・同居家族が感染症に罹患している場合
- ・その他、病院長が面会を控える必要があると判断した場合

7.面会場所：面会場所は原則として次の場所とする

- ・原則として病室又は病院が指定した場所とする。

8.面会時の感染対策：面会者は次の感染対策を遵守するものとし、病院職員の指示に従うこと

- ・面会前後は手指衛生を実施する。
- ・サージカルマスク（不織布マスク）を着用する。
- ・感染状況又は患者の病状に応じて個人防護具（N95マスク、エプロン、フェースシールド等）を着用を求める場合がある。

9.面会中の禁止事項：面会中は次の行為を禁止する

- ・病棟内での飲食、危険物の持ち込み、動植物の持ち込み、酒気帯びでの来院
- ・大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- ・無断での病室移動や他患者の病室の立ち入り
- ・患者本人及び他の患者、職員のプライバシー保護の為、許可なく写真・動画撮影及び録音を禁止する。
- ・医療機器への接触や操作
- ・病院職員への各種ハラスメント行為等があった場合は面会を中止する。

10.面会制限：次の場合には、面会を制限することがある

- ・患者の感染症、症状又は病状等により、医師又は病院長が必要と判断した場合は面会を制限する事がある。

11.面会の特例：次の場合には時間外面会を認めることがある

- ・終末期
- ・病状急変時
- ・医師が必要と判断した場合
- ・病状説明、退院支援、カンファレンス
- ・主治医又は病院が必要と判断した場合

12.周知：本規程の内容は、入院案内、院内掲示及び病院ホームページ等を通じて患者及びご家族へ周知する

13.感染症流行時等の対応

院内又は地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保及び院内感染防止の観点から、次の措置を講じることが出来る。

- ・面会人数の制限、面会時間の短縮、面会者の条件等
- ・面会の一時停止

※これらの措置は、感染症流行時の対応については、感染対策委員会の決定に基づき運用する。

14.規程の見直し

本規程は、関係法令及び通知等の改正、感染症の発生状況、社会情勢並びに病院運営上の必要性を踏まえ、定期的又は必要に応じて見直しを行う。見直しにあたっては、感染対策委員会その他関係部署で協議のうえ、病院長の承認を得て改訂するものとする。

※面会時間や面会方法等について、ご事情により本規程に沿った対応が難しい場合は、事前に病棟職員へご相談下さい。
患者及びご家族の事情を踏まえ、感染対策及び病院運営に支障のない範囲で個別に対応を検討いたします。